

(表2)

日本とドイツの介護保険制度の相違

	日 本	ド イ ツ
法律制定年月	1997年12月	1994年4月
法律施行期日	2000年4月1日 (保険料徴収、在宅・施設サービスを同時実施)	1995年1月1日 (最初に保険料徴収を実施。在宅サービスは1995年4月から、施設サービスは1996年7月から実施)
制度の建て方	独立型・地域保険型	医療保険活用型
保険者	市町村	介護金庫 (医療保険者である疾病金庫が介護金庫を兼ねる)
被保険者	40歳以上の者 (40歳以上65歳未満の第1号被保険者と65歳以上の第2号被保険者に区分)	医療保険加入者 (すべての年齢層が対象)
要介護度	要支援・要介護1～5の6段階	介護度 ～ の3段階(の中に「特に重度のケース」あり)
サービス内容	在宅・施設サービス	在宅・施設サービス (医療系サービスは除く)
介護手当の有無	なし	現金給付あり
利用者負担	10%。施設入所の食費の自己負担あり	なし。施設入所の食費と宿泊費は自己負担
財源	公費・保険料各2分の1 (公費は、国が2分の1、都道府県・市町村が各4分の1)	保険料
保険料水準	第1号被保険者は約2,900円、第2号被保険者は月額約2,630円(2000年度)	収入の1.7%(労使折半)